

可燃物燃焼温度を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
可燃物燃焼温度を定める件 平成十二年。月。日 建設省告示第。号 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第一百七条第二号の規定に基づき、当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度を次のとおり定める。 一 当該面のうち最も温度が高い部分の温度にあつては、常温に百八十を加えた数値の温度（単位 ケルビン）とする。 二 当該面の全体について平均した場合の温度にあつては、常温に百四十を加えた数値の温度（単位 ケルビン）とする。 三 前各号の常温の数値は、二十（単位 ケルビン）とする。 附 則 この告示は、平成十二年。月。日から施行する。	